

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第九条第一項」を「中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第八条第一項」に、「中小企業者等一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改め、同条第三項の表貸付区分の欄の一中「専有する」を「占有する」に改め、同表利率の欄中「年〇・五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改め、同条第四項第十二号中「中小企業新事業活動促進法第十条第二項」を「中小企業等経営強化法第九条第二項」に改め、同項中第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 第二項の表第五号、第六号、第九号又は第十号に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

十五 第二項の表第五号から第七号まで、第九号又は第十号に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第七条第三項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る貸付けであつて、別に定める基準に該当すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定を受けた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。